

## 空き家所有者の方へ～空き家登録から契約までの流れ～

1	協力事業者の選択 媒介契約の締結	◆協力事業者と売買・賃貸借の媒介契約を締結して下さい。
2	空き家バンク 登録申請	◆登録には次の書類を地域整備課住宅政策室へご提出ください。 ①空き家等情報登録申請書（様式第1号） ②誓約書（様式第2号） ③登録カード（様式第3号） ④媒介契約書の写し ⑤固定資産税納税通知書の写し又は登記事項証明書の写し ⑥空き家等が所在する土地の公図の写し ⑦その他、町長が必要と認める書類（空き家の内観・外観写真・間取図） ※⑤・⑥については協力業者がすでに確認している場合には省略可。
3	空き家現地調査	◆所有者立ち会いのもと、協力事業者が空き家の現地調査を行います。 ※大規模な改修が必要な場合や安全性がない場合は、登録をお断りすることがあります。
4	空き家情報公開	◆町ホームページ、at home 空き家バンク、LIFULL home's 空き家バンクで情報を公開します。
5	問合せ・連絡・調整	◆問い合わせがあった際には、協力事業者が空き家の所有者と利用希望者、協力業者との日程調整を行います。
6	現地見学	◆利用希望者からの要望により空き家の見学を行います。町の担当も同行します。 ※内覧希望が複数あった場合には、問い合わせの順番に別日にご案内します。希望者の検討期間は次の方の内覧までとなります。また、複数の希望をいただいた場合、町のHP情報は「受付停止中」と表示、athome・LIFULL サイトについては「非公開」とし、最後の方の内覧が終わりましたら、状況により再度情報を公開します。 ※冬季間の内覧については、積雪状況や除雪対応可否、安全性等の状況を考慮した上、協力事業者と対応を相談願います。
7	交渉・契約	◆町は、売買や賃貸の交渉・契約に関して仲介行為は行いません。 ※空き家バンクへの登録は無料ですが、利用希望者と物件の契約（売買・賃貸借）を締結する際は、協力事業者に対し、宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。詳細は協力業者へご確認ください。